

# 令和5年度 年末たすけあい助成金 手引き

年末たすけあい助成金は、年末たすけあい募金（共同募金）の配分金によって、栄区内で行われる居場所づくりや地域食堂、訪問活動等、生活に困難を抱える世帯や高齢者、子ども等に対し見守り活動を実施する団体の事業を支援し、地域と一体となり福祉の推進を図ることを目的に行います。

## \* 助成金額 助成上限額 5万円

※助成額については、当該年度の募金実績、及び申込み件数により変動する場合があります。

※助成額については1,000円未満を切り捨てとします。

## \* 助成条件

- (1) 令和5年11月～令和6年2月の間に栄区内で行われる居場所づくりや地域食堂、訪問活動等、生活に困難を抱える世帯や高齢者、子ども等に対し見守り活動を実施すること。
- (2) 年間を通じ活動をしている場合でも、助成金は令和5年11月～令和6年2月の間に行う事業にのみ使用すること。  
例) 地域（子ども）食堂、学習支援、ひきこもり支援、会食会、年末訪問等
- (3) 申込みは原則として1団体1事業とします。以下の項目に該当する場合は、同一団体とみなし、申込みは不可とします。
  - ・ 振込先が同一であること
  - ・ 主たる役職者（代表者等）が複数の団体で兼任している場合

## \* 助成対象外団体

- (1) 法人格を持っている団体（特定非営利活動法人を除く）

## \* 助成対象外事業

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) さかえふれあい助成金を受けている事業
- (3) 栄区や横浜市を含む地方公共団体等から他の補助金を受けている事業（栄区みんなが主役のまちづくり協働推進事業、介護予防・生活支援サービス補助事業等）
- (4) 横浜市社会福祉協議会からの補助・委託事業（よこはまふれあい助成金、善意銀行配分事業、福祉バスを利用する事業等）

(5) 公的サービス事業と同一事業

※公的サービス事業を実施している団体で、公的サービス事業対象者以外の方へ同様のサービスを提供している場合も対象となりません。

(6) 宗教の教義を広め、信者を教化育成することを目的とする事業

(7) 政治上の主義を推進することを目的とする事業

(8) 会議・役員会・打合せ会・特定の目的のために資金を集める事業

**\* 申請について**

(1) 提出書類

助成を希望する団体は、次の書類を提出してください。

○令和5年度年末たすけあい助成金申請書（様式1）

○団体の活動がわかるパンフレット、チラシ等

※郵送・メール・窓口持参での受付となります。

※新規に申請する団体については、事前に電話等にてご相談ください。

(2) 提出・相談先

社会福祉法人 横浜市栄区社会福祉協議会 〒247-0005 横浜市栄区桂町279-29 TEL:045-894-8521 FAX:045-892-8974 Email:office@sakaeku-shakyo.jp
---

(3) 申請受付期間・日時

◇期間：令和5年11月6日（月）～11月20日（月）

◇日時：月～金（祝日を除く）9：00～11：30/13：00～16：30

※申請受付期間経過後の申込みは受付をいたしません。

**\* 申請後のスケジュール**

<日付>	<内容>
11月6日（月） ～11月20日（月）	【申請受付期間】 助成申請書等提出
12月上旬	審査
12月中旬	助成結果通知の送付 振込依頼書の受付（助成が決定した場合）
随時	助成金の振り込み（助成が決定した場合）
事業終了1か月以内	助成金報告書（様式2）・チラシ等提出締切